

○日高市学校給食費の徴収に関する規則

令和7年3月27日規則第23号

日高市学校給食費の徴収に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食及びこれに準じる食事の提供をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 児童 日高市学校設置条例（昭和46年条例第40号。以下「学校設置条例」という。）に規定する小学校及び義務教育学校の前期課程に在学する児童をいう。
- (4) 生徒 学校設置条例に規定する中学校及び義務教育学校の後期課程に在学する生徒をいう。
- (5) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の者で、児童又は生徒を現に監護するものをいう。
- (6) 児童用給食 児童用に作成された献立に従い調理された食事をいう。
- (7) 生徒用給食 生徒用に作成された献立に従い調理された食事をいう。

(学校給食の申込み)

第3条 学校給食の提供を受けようとする者は、別に定めるところにより、学校給食の提供を市長に申し込まなければならない。

(学校給食費の額)

第4条 学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 児童 月額4,300円
- (2) 生徒 月額5,200円
- (3) 学校設置条例に規定する学校に勤務する教員及び職員 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額
 - ア 児童用給食の提供を受けるとき 第1号に掲げる額
 - イ 生徒用給食の提供を受けるとき 前号に掲げる額
- (4) 日高市学校給食センター条例（昭和46年条例第27号）第2条に規定する職員、日高市学校給食センターの業務に従事する者その他市長が必要と認める者 前号ア又はイに掲げる区分に

応じ、それぞれ同号ア又はイに定める額

- 2 学校給食試食会その他これに類する場において、1食分に限り学校給食を提供する場合の学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を基礎として算定する1食当たりの学校給食費の基準額とする。

- (1) 児童用給食の提供を受けるとき 第1項第1号に掲げる月額
- (2) 生徒用給食の提供を受けるとき 第1項第2号に掲げる月額

- 3 1食当たりの学校給食費の基準額は、前項各号に定めるそれぞれの月額に11を乗じて得た額を年間給食実施回数の基準となる189で除して得た額を基準とし、日高市学校給食センター条例（昭和46年条例第27号）第3条第1項に規定する日高市学校給食センター運営委員会に諮り、学校給食計画で定める。

（学校給食費の調整）

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項各号の規定にかかわらず、その月の学校給食費の額は、1食当たりの学校給食費の基準額に学校給食の提供を受けた回数に乗じて得た額とする。ただし、その額が同項各号に規定する額を超えるときは、この限りでない。

- (1) 月の途中から転出等により学校給食の提供を受けなくなったとき又は転入等により学校給食の提供を受けることとなったとき。
- (2) 病気、事故その他の事由により、同一月において連続して5回以上学校給食の提供を受けなかったとき。
- (3) 前条第1項第3号に規定する者（次号において「教職員」という。）が不規則な勤務形態のために同一月において5回以上学校給食の提供を受けなかったとき。
- (4) 2以上の学校を兼務する教職員が同一月において児童用給食及び生徒用給食の両方の提供を受けるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

（学校給食費の納付）

第6条 学校給食の提供を受ける第4条第1項第1号及び第2号に掲げる者の保護者並びに同項第3号及び第4号に掲げる者は、口座振替の方法により市長が定める日（以下「納付期限」という。）までに学校給食費を納付しなければならない。ただし、口座振替の方法により難しい場合は、市長が別に指定する方法により納付することができる。

- 2 学校給食費の納付期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 4月分から7月分まで 当該月の翌月の末日

- (2) 8・9月分 10月末日
- (3) 10月分 当該月の翌月の末日
- (4) 11月分 12月25日
- (5) 12月分から翌年3月分まで 当該月の翌月の末日

3 前項の規定にかかわらず、病気、事故その他特別の事情により納付期限までに学校給食費を納付し難いと認めるときは、別に納付期限を定めることができる。

(学校給食費の不徴収)

第7条 前条の規定にかかわらず、第4条第1項第1号及び第2号に掲げる者に係る学校給食費は、徴収しない。ただし、次に掲げる者に対する学校給食費に関する給付を受けている場合における当該給付に相当する部分については、この限りでない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助の対象となっている児童及び生徒

(2) 要保護又は準要保護児童生徒に係る就学援助費の支給対象となっている児童及び生徒

(学校給食費の減免)

第8条 市長は、特別の事由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費の徴収について適用し、同日前に実施した学校給食に係る学校給食費の徴収については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 学校給食費の徴収に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。